（地震津波対策官及び災害対策管理官）

第四十二条の二　防災課に、地震津波対策官及び災害対策管理官それぞれ一人を置く。

2　地震津波対策官は、命を受けて、防災課の所掌事務のうち、地震及び津波の対策に関する重要事項に関する事務を処理する。

3　（略）

（電気通信官、建設情報・施工高度化推進官及び機械施工管理官）

第四十三条　機械課に、電気通信官、建設情報・施工高度化推進官及び機械施工管理官それぞれ一人を置く。

2　（略）

3　建設情報・施工高度化推進官は、命を受けて、機械課の所掌事務のうち、直轄事業に係る生産性の向上に関する重要事項に関する事務を処理する。

4　（略）

（建設産業企画官及び不動産業適正化推進官）

第四十四条　建設産業課に、建設産業企画官及び不動産業適正化推進官それぞれ一人を置く。

2　（略）

3　不動産業適正化推進官は、命を受けて、第三十九条第十二号及び第十四号から第十四号の四までに掲げる事務のうち重要事項に関する事務を処理する。

（河川技術対策官、災害査定官及び河川構造物対策官）

第五十六条　河川工事課に、河川技術対策官一人、災害査定官三人及び河川構造物対策官一人を置く。

2～4　（略）

5　河川構造物対策官は、命を受けて、第四十八条第一号及び第二号に掲げる事務のうち、河川管理施設（多目的ダムを含む。）、砂防設備及び海岸保全施設の工事に関する設計及び施工に係る重要事項に関する事務を処理する。

（建設監督官）

第八十九条　北海道開発局（営繕部を除く。）に、建設監督官九十五人以内を置く。

2　（略）

（用地官）

第九十条　北海道開発局に、用地官二人を置く。

2　（略）

（開発専門官）

第九十一条　北海道開発局（開発建設部を除く。）に、開発専門官二十七人以内を置く。

2　（略）

（開発建設部の内部組織）

第九十四条　（略）

2　札幌開発建設部においては、前項の規定にかかわらず、次長五人を置く。

3　（略）

第九十八条　（略）

2　前項の課並びに広報官及び道路防災推進官のほか、次の表の上欄に掲げる開発建設部に、下欄に掲げる課を、札幌開発建設部に、技術検査官四人を、函館開発建設部、小樽開発建設部、旭川開発建設部、室蘭開発建設部、釧路開発建設部、帯広開発建設部及び網走開発建設部に、それぞれ技術検査官二人を、留萌開発建設部及び稚内開発建設部に、それぞれ技術検査官一人

（災害対策管理官）

第四十二条の二　防災課に、災害対策管理官一人を置く。

（新設）

2　（略）

（電気通信官及び機械施工管理官）

第四十三条　機械課に、電気通信官及び機械施工管理官それぞれ一人を置く。

2　（略）

（新設）

3　（略）

（建設産業企画官）

第四十四条　建設産業課に、建設産業企画官一人を置く。

2　（略）

（新設）

（河川技術対策官及び災害査定官）

第五十六条　河川工事課に、河川技術対策官一人及び災害査定官三人を置く。

2～4　（略）

（新設）

（建設監督官）

第八十九条　北海道開発局（営繕部を除く。）に、建設監督官九十八人以内を置く。

2　（略）

（用地官）

第九十条　北海道開発局に、用地官一人を置く。

2　（略）

（開発専門官）

第九十一条　北海道開発局（開発建設部を除く。）に、開発専門官二十六人以内を置く。

2　（略）

（開発建設部の内部組織）

第九十四条　（略）

2　札幌開発建設部においては、前項の規定にかかわらず、次長四人を置く。

3　（略）

第九十八条　（略）

2　前項の課並びに広報官及び道路防災推進官のほか、次の表の上欄に掲げる開発建設部に、下欄に掲げる課を、札幌開発建設部に、技術検査官四人を、函館開発建設部、小樽開発建設部、旭川開発建設部、室蘭開発建設部、釧路開発建設部、帯広開発建設部及び網走開発建設部に、それぞれ技術検査官二人を、留萌開発建設部及び稚内開発建設部に、それぞれ技術検査官一人